

キャリア教育の実態と実施上の問題点

The Actual Situation of Career Education and Problems in Its Implementation

宇田 響*

Hibiki UDA

Abstract

This study examined the reality of career education. There were five main findings. First, many elementary schools offered “learning to deeply think about one’s career path and way of life” and “experiential activities such as workplace tours and volunteer work.” However, topics such as “learning how to respond to legal violations or unfair treatment after employment” and “learning about the employment and employment situations of young people” were not widely taught. Second, many junior high schools also offered “experiential activities such as workplace tours and volunteer work” and “learning to deeply think about one’s career path and way of life.” Similar to elementary schools, “learning how to respond to legal violations or unfair treatment after employment” and “learning about the employment and employment situation of young people” were not generally studied in the junior high schools. Third, in many upper secondary schools “learning to deeply think about one’s career path and way of life” and “lectures by teachers on career paths and occupations” were noted. Nevertheless, the topic “learning how to respond to legal violations or unfair treatment after employment” was not widely taught. Fourth, the reality of career education in upper secondary schools did not change significantly whether the class was designed to prepare students for employment after graduation or not. Fifth, many students in both employment and non-employment class, did not acquire much knowledge about responding to legal violations or unfair treatment after employment; many did not have a clear idea of specific actions they should take if they were mistreated or in violation of the law after finding employment. Many students could not imagine the steps to follow when encountering these unfair or unlawful circumstances while employed.

1. 問題の所在

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター編（2019）などでも述べられているように、キャリア教育という用語は、1999年の中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」において初めて教育政策文書に登場した。この答申をふまえ、学校現場ではキャリア教育が推進されることになった。中央教育審議会は2011年にも「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」という答申を出している。この答申では、キャリア教育を「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義づけられているだけでなく、キャリア教育の課題や基本的方向性も示されている。現在学校で推進されているキャリア教育を理解する上で重要な位置づけにある答申といえる。

こうしたキャリア教育については、様々な論者によって研究がなされている¹⁾。本稿がアプローチするキャリア教育の実態については、国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター編（2020、2021など）にて報告がなされている²⁾。例えば、国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター編（2020）では、高等学校の場合、キャリア教育の全体計画、年間指導計画は約8割の学校で作成されていること、生徒のキャリア発達を意識した総合的な探究（学習）の時間、特別活動（ホームルーム活動など）を企画・実施している学校は多いものの、就職後の離職・転職など、将来起こり得る人生上の諸リスクへの対応に関する学習や情報化の進展（AI・IoTなど）による産業構造・労働環境の変化に関する学習を企画・実施している学校は少ないことなどが明らかにされている。こうした知

* くらしき作陽大学子ども教育学部、助教（Kurashiki Sakuyo University, Faculty of Childhood Education, Assistant Professor）

見は、キャリア教育に関する研究を進めていく上で重要なものであると同時に、今後のキャリア教育のあり方を考えていく上でも必要不可欠なものだといえる。

本稿では、上記の研究を参考にした調査を行い、キャリア教育の実態についての基礎的な知見のさらなる抽出を目指したい。具体的には、小学校、中学校、高等学校それぞれにおいて、就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応に関する学習がどの程度行われているのか、高等学校のキャリア教育の実態は卒業後、就職を想定したクラスか否かによって変わり得るのか、さらには、高等学校の教育課程修了時点において、就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応方法に関する知識をどの程度獲得しているのかなどについての検討を行いたい。そうした検討を通して、キャリア教育の実態についての基礎的な知見を抽出するとともに、実施上の問題点についての考察を行うこととする。

2. 研究の方法

アンケート調査は、2024年9月下旬から10月上旬にかけて、私立A大学及び私立B短期大学に所属する学生を対象に行った。具体的には、教職課程の科目を履修している一年生と二年生を対象に、アンケート調査（キャリア教育の実態に関する調査）を行っている。なお、アンケート調査は、小学校・中学校・高等学校時代のキャリア教育に関連する学習内容を思い出し回答するという「回顧形式」となっている。そのため、本稿の分析により描き出すキャリア教育の実態（特に小学校や中学校のキャリア教育の実態）は、現在行われているキャリア教育の実態とは一定程度乖離がみられる可能性があることには留意しておく必要があるだろう。

表1は、調査の概要と調査対象者の属性を示したものである。有効回答票数は、143名（私立A大学100名、私立B短期大学43名）であり、回答票数に占める有効回答票数の割合は、97.9%（私立A大学98.0%、私立B短期大学97.7%）となっている。「全体」をみると、教育系の学生の割合が高いこと、女性の割合が高いこと、一年生の割合が高いこと、公立小学校及び公立中学校出身の割合が高いことが読み取れる。ただし、出身高等学校の設置者については、公立出身の割合が最も高いものの、私立出身の割合も比較的高いことも読み取れる。こうした傾向をふまえて、本稿の分析結果を参照する必要があることを記しておきたい。

表1 調査の概要と調査対象者の属性

		全体	私立A大学	私立B短期大学
有効回答票数		143名	100名	43名
回答票数		146名	102名	44名
割合：有効回答票数／回答票数		97.9%	98.0%	97.7%
系統	教育系（割合）	88名（61.5%）	45名（45.0%）	43名（100.0%）
	その他（割合）	55名（38.5%）	55名（55.0%）	0名（0.0%）
性別	男性（割合）	25名（17.6%）	21名（21.2%）	4名（9.3%）
	女性（割合）	117名（82.4%）	78名（78.8%）	39名（90.7%）
学年	一年生（割合）	115名（80.4%）	95名（95.0%）	20名（46.5%）
	二年生（割合）	28名（19.6%）	5名（5.0%）	23名（53.5%）
出身小学校の設置者	国立（割合）	1名（0.7%）	1名（1.0%）	0名（0.0%）
	公立（割合）	125名（89.3%）	88名（89.8%）	37名（88.1%）
	私立（割合）	14名（10.0%）	9名（9.2%）	5名（11.9%）
出身中学校の設置者	国立（割合）	1名（0.7%）	1名（1.0%）	0名（0.0%）
	公立（割合）	123名（87.2%）	86名（86.9%）	37名（88.1%）
	私立（割合）	17名（12.1%）	12名（12.1%）	5名（11.9%）
出身高等学校の設置者	国立（割合）	1名（0.7%）	1名（1.0%）	0名（0.0%）
	公立（割合）	78名（55.7%）	50名（50.5%）	28名（68.3%）
	私立（割合）	61名（43.6%）	48名（48.5%）	13名（31.7%）

注：括弧内の％は、有効回答票数の内、系統／性別／学年／出身小学校の設置者／出身中学校の設置者／出身高等学校の設置者に回答があった者に占める割合。

3. キャリア教育の実態

本章では、キャリア教育の実態についての検討を行いたい。まずは、小学校、中学校、高等学校それぞれにおいて、キャリア教育に関連する学習をどの程度実施しているのかをみていきたい。

図1は、キャリア教育に関連する各学習について、回答者に選択肢（機会があった、機会がなかった）を設け、尋ねた結果を学校種別に示したものである。小学校の結果をみると、「機会があった」という回答の割合は、「自分の進路や生き方についての考えを深める学習」で83.8%、「職場見学やボランティアなどの体験活動」で81.1%となっており、多くの学校でこれらの学習が行われていることがわかる。また、「職業ごとの仕事内容に関する学習」は70.7%となっていることから、比較的

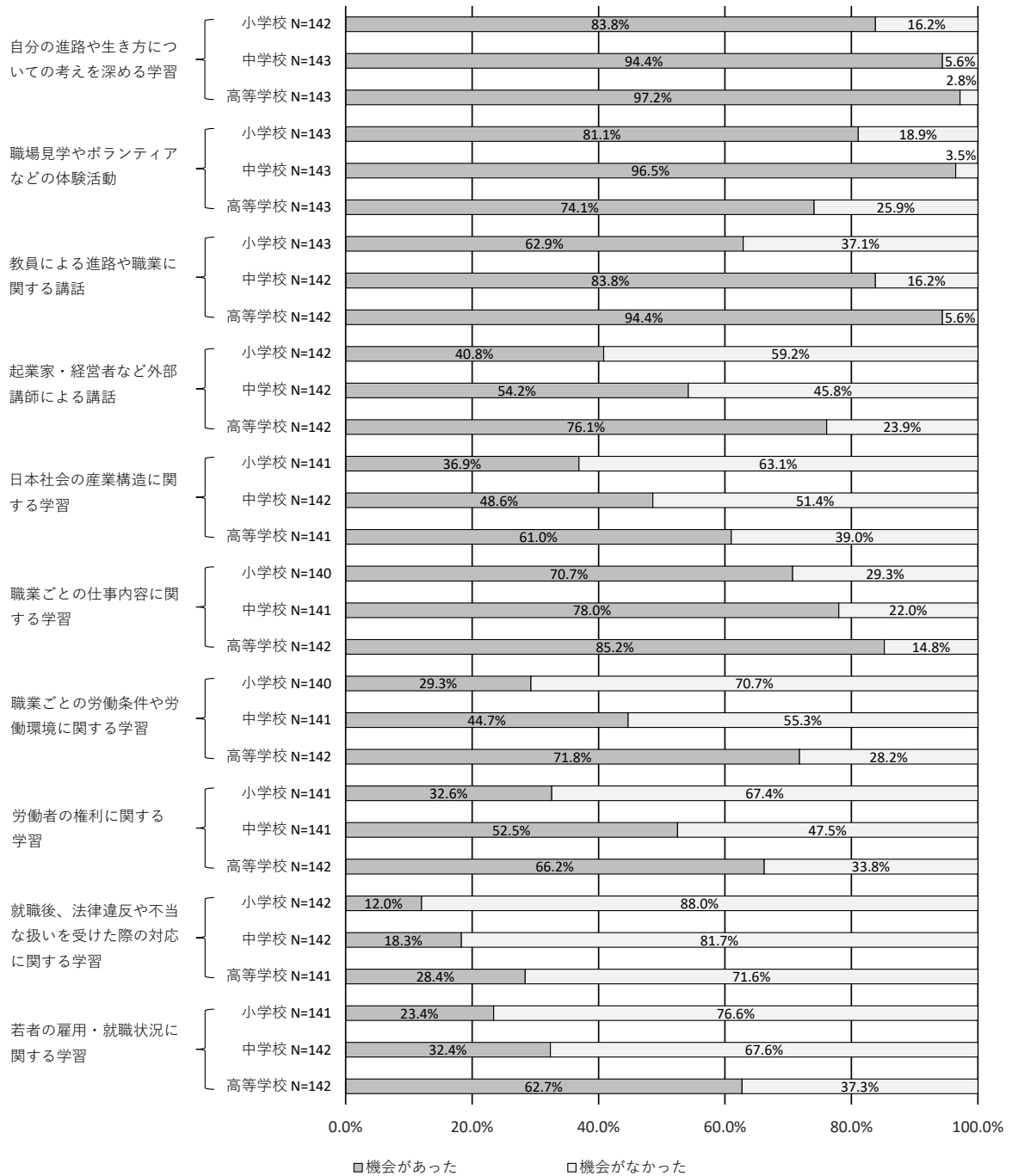


図1 キャリア教育に関連する学習の実施状況（学校種別）

多くの学校でこの学習が行われていることもわかる。一方で、「就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応に関する学習」で 12.0%、「若者の雇用・就職状況に関する学習」で 23.4%、「職業ごとの労働条件や労働環境に関する学習」で 29.3%、「労働者の権利に関する学習」で 32.6%となっており、これらの学習があまり行われていないことも読み取れる。これらの学習は、将来の職業生活の「現実」を知ったり、「現実」にどのように対応するかを考えたりするものである。小学校段階では、将来の職業生活の「現実」に焦点を当て、キャリア教育を行っていくことは適当ではないという考えがあるからこそ、上記のような結果になっているのだと考えられる。

中学校の結果をみると、「機会があった」という回答の割合は、「職場見学やボランティアなどの体験活動」で 96.5%、「自分の進路や生き方についての考えを深める学習」で 94.4%、「教員による進路や職業に関する講話」で 83.8%となっており、多くの学校でこれらの学習が行われていることがわかる。また、「職業ごとの仕事内容に関する学習」は 78.0%となっていることから、比較的多くの学校でこの学習が行われていることもわかる。一方で、「就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応に関する学習」で 18.3%、「若者の雇用・就職状況に関する学習」で 32.4%となっており、これらの学習があまり行われていないことも読み取れる。先の小学校の結果に比べると、これらの学習の実施状況は向上しているものの、中学校段階であっても、やはり将来の職業生活の「現実」に焦点を当て、キャリア教育を行っていくことは適当ではないと考えられているのであろう。

高等学校の結果をみると、「機会があった」という回答の割合は、「自分の進路や生き方についての考えを深める学習」で 97.2%、「教員による進路や職業に関する講話」で 94.4%、「職業ごとの仕事内容に関する学習」で 85.2%となっており、多くの学校でこれらの学習が行われていることがわかる。また、「起業家・経営者など外部講師による講話」で 76.1%、「職場見学やボランティアなどの体験活動」で 74.1%、「職業ごとの労働条件や労働環境に関する学習」で 71.8%となっていることから、比較的多くの学校でこれらの学習が行われていることもわかる。一方で、「就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応に関する学習」は 28.4%となっており、この学習があまり行われていないことも読み取れる。高等学校の場合、卒業後、就職する生徒も一定数いるだろうし、そうした生徒の中には理不尽な環境で働かざるを得ない者もいるかもしれない。そのことを考えれば、高等学校段階においては、就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応に関する学習に取り組む機会を少しでも設けていく必要があるのではないだろうか。

先述のように、高等学校の場合であっても、就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応に関する学習に取り組んでいない学校が多い状況にあるが、取り組んでいる学校も一定数存在する。そうした学校では、実際どのような学習が行われているのであろうか。アンケート調査では、「就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応に関する学習」という項目について「機会があった」と回答した者に、「具体的にどのような学習を行いましたか？（自由記述）」という項目を設け、尋ねている。高等学校での学習内容に関する自由記述のデータのうち、主要なものを以下に示した。

- ・ 専門家の方を招いて、就職後におけるトラブルについての例が紹介された。
- ・ 不当だと感じる扱いを受けた場合、社内の対策機関または外部の専門としている会社に訴えを出すことができる。労働者は法律により守られていることを学んだ。
- ・ 不当な場面をもとにロールプレイをした。
- ・ 逃げることも大切、誰かに頼ることも大切ということを学んだ。
- ・ 自分の中だけで解決しようとせず、人に頼ることについて学習した。
- ・ 労働基準法や国などからの支援について。
- ・ 詳しくは忘れましたが、労働組合などのお話を聞くようなことをしたと思います。
- ・ 社会科の授業で労働に関する法律や権利を学んだ。
- ・ パワハラを受けた際の対応について学んだ。
- ・ ストライキの事例を勉強した。

「専門家の方を招いて、就職後におけるトラブルについての例」をもとに学習したり、法律違反や不当な扱いを受けた場面を想定した「ロールプレイ」を通して学習したりしているようである。その中で、「社内の対策機関または外部の専門としている会社へ訴えを出すことができる」ことを学習することはもちろん、「逃げることも大切、誰かに頼ることも大切」であるという基本的な考え方にふれることができているようである。また、法律違反や不当な扱いを受けた際にサポートしてくれる「労働組合などのお話を聞くような」学習や「国などからの支援について」の学習にも取り組んでいることもうかがえる。このように、様々なテーマで学習が展開されているようである。

以下では、高等学校のキャリア教育の実態をもう少し掘り下げて検討してみたい。そもそも、高等学校のキャリア教育の実態は卒業後、就職を想定したクラスか否かによって変わり得る可能性が高いと考えられる。そうした想定をふまえ、分析を行うこととしたい。分析を行うにあたり、高等学校時代のクラスの様子として「就職する生徒が多かった」という項目に、「あてはまる」という回答をした者を「就職クラス」、「あてはまらない」という回答をした者を「非就職クラス」と操作的に分類していることを記しておく³⁾。

図2は、キャリア教育に関連する各学習について、回答者に選択肢（機会があった、機会がなかった）を設け、尋ねた結果をクラス別に示したものである。結果をみると、「若者の雇用・就職状況に関する学習」以外では、非就職クラスと就職クラスの実施状況にそれほど差がないことがわかる。「若者の雇用・就職状況に関する学習」についても、「機会があった」という回答の割合は、非就職クラスで59.4%、就職クラスで70.7%となっており、その差は10%程度しかないこともわかる。今後さらなる検証が必要ではあるが、本稿の分析結果からは、高等学校のキャリア教育の実態は卒業後、就職

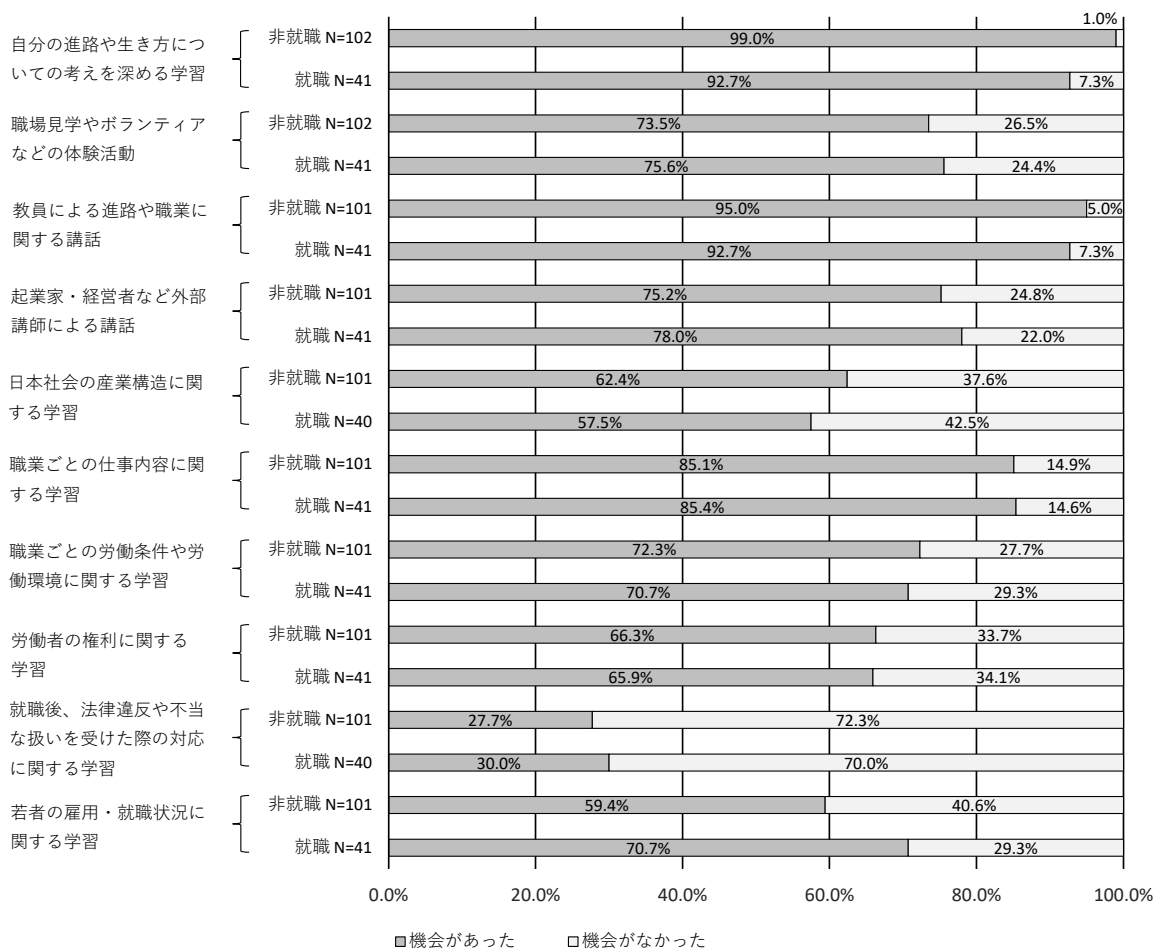


図2 キャリア教育に関連する学習の実施状況（クラス別）

を想定したクラスか否かによって、大きく変わり得るものではないことがうかがえる。

ここで注目したいのは、「就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応に関する学習」の実施状況である。「機会があった」という回答の割合は、非就職クラスで 27.7%、就職クラスで 30.0%となっており、非就職クラスはさておき、就職クラスであっても、就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応に関する学習があまり行われていないことが読み取れる。就職クラスの場合、卒業後、就職する生徒も一定数いることをふまえると、やはりこうした学習に取り組む機会を可能な限り提供する必要があるのではないかと考える。

それでは、高等学校の教育課程修了時点において、就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応方法に関する知識をどの程度獲得しているのであろうか。

図 3 は、就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応方法について、回答者に選択肢（知っていた、知らなかった）を設け、尋ねた結果をクラス別に示したものである。結果をみると、「知っていた」という回答の割合は、「総合労働相談コーナーなどの窓口に相談するという方法」で非就職クラス 24.5%、就職クラス 29.3%、「労働基準監督署へ通報するという方法」で非就職クラス 27.5%、就職クラス 24.4%、「労働組合や法律事務所などにサポートを依頼するという方法」で非就職クラス 34.3%、就職クラス 24.4%となっていることがわかる。こうした結果をふまえると、非就職クラスはもちろん、就職クラスであっても、就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応方法に関する知識をそれほど獲得していない者が比較的多い状況にあることがうかがえる⁴⁾。就職クラスであっても、就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応に関する学習があまり行われていないという状況にあることをふまえれば、図 3 のような結果になるのも仕方のないことだろう。

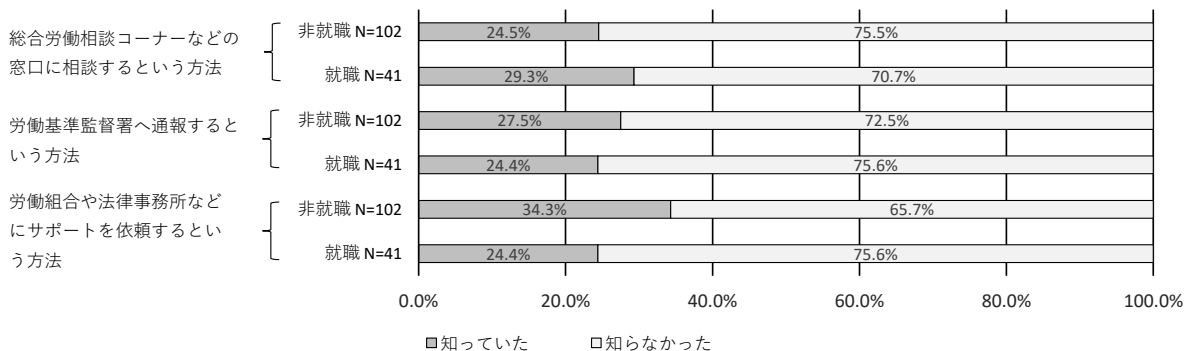


図 3 就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応方法に関する知識の獲得状況

最後に、高等学校の教育課程修了時点において、就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の具体的な行動をどの程度イメージできているのかをみておきたい。

図 4 は、就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の具体的な行動に関するイメージ状況について、回答者に選択肢（しっかりイメージできていた、少しイメージできていた、あまりイメージできていなかった、全くイメージできていなかった）を設け、尋ねた結果をクラス別に示したものである。結果をみると、イメージできていたという回答（「しっかりイメージできていた」と「少しイメージで

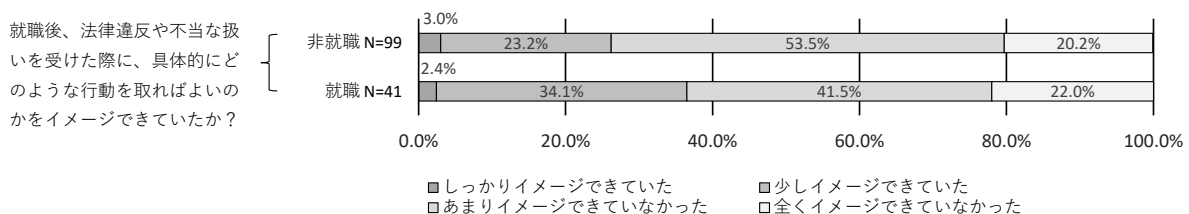


図 4 就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の具体的な行動に関するイメージ状況

きていた」を合わせた回答)の割合は、非就職クラスで 26.2%、就職クラスで 36.5%となっていることがわかる。こうした結果をふまえると、非就職クラスはもちろん、就職クラスであっても、就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際に、具体的にどのような行動を取ればよいのかをイメージすることがあまりできていない者が比較的多い状況にあることがうかがえる。これには、やはり就職クラスであっても、就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応に関する学習があまり行われていないという状況が関係しているのは間違いないだろう。

4. まとめと考察

本稿では、大学生を対象としたアンケート調査の結果をもとに、小学校、中学校、高等学校それぞれのキャリア教育の実態についての検討を行ってきた。そうした検討によって得られた主要な知見は、以下の五つにまとめることができる。

第一に、多くの小学校では、「自分の進路や生き方についての考えを深める学習」「職場見学やボランティアなどの体験活動」といった学習が行われていることが明らかになった。一方で、「就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応に関する学習」「若者の雇用・就職状況に関する学習」「職業ごとの労働条件や労働環境に関する学習」「労働者の権利に関する学習」といった学習はあまり行われていないことも明らかになった。

第二に、多くの中学校では、「職場見学やボランティアなどの体験活動」「自分の進路や生き方についての考えを深める学習」「教員による進路や職業に関する講話」といった学習が行われていることが明らかになった。一方で、「就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応に関する学習」「若者の雇用・就職状況に関する学習」といった学習はあまり行われていないことも明らかになった。

第三に、多くの高等学校では、「自分の進路や生き方についての考えを深める学習」「教員による進路や職業に関する講話」「職業ごとの仕事内容に関する学習」といった学習が行われていることが明らかになった。一方で、「就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応に関する学習」という学習はあまり行われていないことも明らかになった。

第四に、高等学校のキャリア教育の実態は、卒業後、就職を想定したクラスか否かによって、大きく変わり得るものではないことが明らかになった。

第五に、非就職クラスはもちろん、就職クラスであっても、就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応方法に関する知識をそれほど獲得していない者が比較的多い状況にあること、就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際に、具体的にどのような行動を取ればよいのかをイメージすることがあまりできていない者が比較的多い状況にあることなどが明らかになった。

以上の知見をふまえ、キャリア教育の実施上の問題点についての考察を行いたい。本稿の分析結果からもわかるように、小学校、中学校、高等学校いずれにおいても、将来の職業生活の「現実」に焦点を当てたキャリア教育が十分に行われていないという問題点がある。特に高等学校の場合、卒業後、就職する生徒も一定数いることを考えると、そうしたキャリア教育が十分に行われていないという状況は大きな問題だといえる。実際、多くの高等学校では、「就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応に関する学習」があまり行われていない状況にあるし、それは卒業後、就職を想定したクラスであっても同様の状況にある⁹⁾。これでは、卒業後、職場において理不尽な要求をされた場合や理不尽な環境に置かれた場合に、生徒は何も対応できない可能性が高い。何も対応できなければ、精神的なダメージを受けることになるだろうし、場合によっては最悪のケースに繋がることも考えられる。

そうしたことを避けるために、少なくとも「就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応に関する学習」の機会を設けていくことは必要不可欠だと考える。仮に教員が担当できない場合には、外部講師を招聘し、生徒が少しでも理解を深めることができるよう、具体的事例をもとに法律違反や不当な扱いを受けた際の対応方法を考えるという学習を取り入れても良いのではないだろうか。そのような学習を通して、生徒が将来、理不尽な要求や環境に対して「異議申し立て」を行い、「抵抗」できるようにしていくことが重要である。

注

- 1) 高綱（2023）の「小学校でのキャリア教育は中学校・高等学校でのそれと比べて、実践の蓄積も少ない上、学術的な研究対象として取り上げられていることも少ない」（101 頁）という指摘をふまれば、今後は小学校のキャリア教育を研究対象に据え、様々な視点から検討を重ねていく必要があるといえるだろう。
- 2) 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターは、7 年に 1 度、キャリア教育の実態に関する大規模調査を実施している。2012 年度の調査では、初めて小学校が調査対象となった。少しデータは古いものの、国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター編（2013a、2013b）を参照されたい。
- 3) 卒業後、就職を想定したクラスか否かで分類を行ったが、高等学校の課程（普通科系、実業科系など）で分類を行うという方法もある。本研究では、サンプル数の関係で断念したが、高等学校のキャリア教育の実態をよりクリアに描き出すためには、そうした分類方法による検討が必要なのは間違いないだろう。
- 4) 児美川（2013）は、これからのキャリア教育に必要な内容の一つとして、労働法についての学習、相談・支援機関についての情報提供を挙げている。若者が「非正規雇用」という形態で働かざるを得ないという当時の状況をふまえて提案されたものであるが、現在のキャリア教育においても重要な学習内容であると考えられる。将来の職業生活の「現実」をふまえたキャリア教育を推進していく上でも、児美川（2013）を参照されたい。
- 5) 卒業後、就職を想定したクラスであっても、「就職後、法律違反や不当な扱いを受けた際の対応に関する学習」があまり行われていない状況にある。なぜそのような状況に陥っているのかという問いを検証するためにも、今後は、教員を対象としたアンケート調査やインタビュー調査を行っていく必要があることを記しておきたい。

参考文献

- 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター編（2013a）『キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査 第一次報告書』
- 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター編（2013b）『キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査 第二次報告書』
- 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター編（2019）『「キャリア教育」資料集－文部科学省・国立教育政策研究所－研究・報告書・手引編』
- 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター編（2020）『キャリア教育に関する総合的研究 第一次報告書』
- 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター編（2021）『キャリア教育に関する総合的研究 第二次報告書』
- 児美川孝一郎（2013）『キャリア教育のウソ』筑摩書房。
- 高綱睦美（2023）「小学校キャリア教育の研究動向の調査－子どもの変容にもとづく研究の充実を展望して－」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要（教育科学）』69（2）、101-109 頁。
- 中央教育審議会（1999）『初等中等教育と高等教育との接続の改善について（答申）』
- 中央教育審議会（2011）『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）』